

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 事故等番号 | 2008神第43号 | |
| 事故等名 | 貨物船第三十八天栄丸乗揚 | |
| 発生年月日時刻 | 平成20年8月1日10時00分ごろ | |
| 発生場所 | 阪神港堺泉北区汐見ふ頭第2号物揚場 (北緯34° 30' 40"、東経135° 23' 50" 付近) | |
| 事故等調査の経過 | 調査の概要:平成20年11月13日 神戸・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、船舶所有者等に損傷状況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし | |
| 認定した事実 | 船種・船名・総トン数 貨物船第三十八天栄丸 399トン 船舶番号(IMO 番号) 129051 船舶所有者等 桂海運株式会社 | |
| 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等 | | |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 五級海技士(航海) | |
| 負傷者 | なし | |
| 損傷 | 船底部に小破口 | |
| 事故等の経過 | 本船は、まさ土を積載して広島県大竹港を発して阪神港堺泉北区に到着し、荷役のため着岸する際、平成20年8月1日10時00分ごろ、船底が接触した。 荷役後、航行に支障なく兵庫県姫路市家島町に向けて発したが、船底部に生じた小破口が確認された。 気象・海象は平穏であった。 | |
| 事実を認定した理由 | 気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析 | なし あり なし 本船は、操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が操船を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。 | |
| その他の事項 | なし | |